

# 四日市市建築設計業務委託特記仕様書

## I. 委託業務概要

1. 件名 四郷小学校普通教室改修工事設計業務委託

2. 設計対象施設

(1)場所 四日市市西日野町地内

(用途地域及び地区の指定： 第一種住居地域 )

(2)既存施設概要及び設計業務内容

記号	施設名称	構造規模等	設計業務内容		備考
			基本設計	実施設計	
	四郷小学校	RC造 3階建て		○[改修]	別紙2による

・耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- |            |   |        |   |
|------------|---|--------|---|
| 1) 構造体     | I | II・III | 類 |
| 2) 建築非構造部材 | A | B      | 類 |
| 3) 建築設備    | 甲 | 乙      | 類 |

3. 設計業務内容及び範囲

(1)設計業務概要

平成31年国土交通省告示第98号に基づく(告示別添二)建築物の類型

第 7号 1類

(2)設計図書の作成

別表1 成果品一覧による。

## II. 一般事項

- 設計業務にあたっては、監督職員と密接な打合せを行い、その指示に従うこと。  
なお、打合せは、原則として管理技術者の立会いのもと行うこと。
- 関係各機関(県、市、町、村、消防、NTT、電力、ガス、その他)との設計上必要な打合せ説明、申込、提出書類等の作成は受託者が行い、その結果を文書で監督職員に報告するものとする。
- 打合せ用の設計図書は、必要に応じて受託者が随時作成するものとする。  
(打合せの図面等のサイズは監督職員の指示による。)
- 管理技術者の資格は、1級建築士 とする。
- 本仕様書に記載されていない事項は、「四日市市建築設計業務委託共通仕様書」による。

## III. 設計図書作成要領

- 仕様書は、市指定の特記仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築(改修)工事標準仕様書を使用すること。
- 設計図の作成は、前記仕様書、建築基準法及び消防法等の関係法令に整合した内容とすること。
- 設計図には、原則として材料の商品名、製造会社名を記入しないこと。
- 特記仕様書に記載されていない材料等を採用する場合は、事前に監督職員の承諾を得ること。
- 設計基準については、別紙1に定める基準に準じること。
- 設計図の編集及び表題は、監督職員の指示による。
- 設計にあたっては、指示した工事概算予算を検討の上進めること。
- 設計原図の大きさは、A1又はA2とする。(原則として、新築等A1、改修等A2とする)
- 設計図書の作成における特記事項は別紙2による。

#### IV. 官公署その他への手続き

・建築基準法第18条第2項の規定による計画通知、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく通知書等その他工事に必要な諸管署への手続きは、受託者において行うものとする。なお、計画通知の申請にかかる、初回の申請手数料については、委託者の負担とする。ただし、申請内容の不備等により再申請が必要となった場合の手数料は、受託者の負担とする。なお、申請までを委託工期内に行うものとし、申請に伴う指摘事項の修正、確認済証の交付については受託者の責任において行うこと。  
中高層条例における標識看板の作成、設置及び設置報告書等の届出は、受託者負担にて行うこととする。

#### V. その他

1. 設計図書は設計業務の完了後も受託者において改変することなく管理するものとする。
2. 受託者は設計業務終了後も、設計図書の疑義等必要が生じた場合は随時委託者との協議に応じるものとする。
3. 一部下請け(再委託)については事前に監督職員へ届け出、承諾を得た上で決定すること。

#### VI. 設計者への提示資料

- (1) 既設図面
- (2)

(注1) 各種図面においてCADデータと表記のないものは、原図あるいは現場製本とする。

(注2) 添付された既設図面については、改修等により現況と一致しないことがあるため、現地調査を行うこと。

#### VII. 履行遅延による遅延金及び契約解除について

(1) 本業務の成果品は別表1の提出期限までに提出すること。

なお、委託者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、「別表1」及び「別表2」の各期限までに成果品の提出がない場合は、委託契約書第43条、第44条及び45条に基づき契約の解除に関する協議を行うこととする。

(2) 最終成果品は、工事発注を行ううえで必要な情報を網羅し、図面、数量算出書、数量調書等の整合が図れたものを履行期間内に提出すること。

なお、委託者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、履行期間内に業務が完了することができない場合には、委託業務契約書第52条に基づく損害賠償請求等に関する協議を行うこととする。

別表1 成果品一覧 (○印を適用する)

	成果品	提出部数	提出期限	形態
基本設計	建築計画概要書 基本設計図 設備設計概要書	各部	令和 年 月 日	
実施設計	○ 建築設計図 ○ 電気設備設計図 ○ 機械設備設計図 外構図	各1部	既設図 令和3年11月22日 (詳細の提出日は別表2による) 実施設計図 令和4年1月17日 (詳細の提出日は別表2による) 最終成果品 令和4年3月2日	A3白焼き及びPDF   トレーシングペーパー原図1部
	構造計算書 山留構造計算書 設備設計計算書	各部	別表2による	
	○ 積算数量算出書 ○ 積算数量調書 ○ 概算工事費	各1部 1部	令和4年2月15日 令和3年12月20日	積算数量調書の作成は、営繕積算システムRIBC2(一般財団法人建築コスト管理システム研究所)によること。 概算工事費算出時はRIBC2以外の使用も可とする。
	建設計画概要書	各部	令和 年 月 日	
	透視図 模型	各部	令和 年 月 日	
	計画通知関係図書の 申請・届出	適宜	令和 年 月 日	申請・届出等に係る修正等の期間を含む。
	共通	○ アスベスト調査箇所報告書	各部	令和3年11月22日

(注1)設計図及び積算内訳書等でOA化されたものは、元データ形式以外にPDF形式も合わせてCD-ROM等に保存し提出すること。

(注2)設計図は、CAD入力を原則とする。なお、原則として市使用のCADデータ形式に変換可能なCADソフトを使用すること。(他の形式から変換した場合は、元データと比較して文字、線種、寸法及び縮尺等に誤りが無いことを確認すること。なお、誤りがあった場合は監督職員の指示により受託者は修正を行うこと。)

(注3)提出期限は監督職員の確認及びそれに伴う内容訂正など設計内容の精査が終了した状態で提出する期限とする。なお、監督職員の内容確認に必要な期間は、原則5営業日とする。(ただし、その期間は事前に監督職員と協議し決定することができる。)

(注4)設計を行ううえで必要な納まり、仕上等の打合せは、受託者が必要に応じて、監督職員に適宜申し出を行うこと。なお、打合せが行われずに設計図が提出された場合は、受託者は監督職員の指示により、修正、図面の追加を行うこと。

(注5)見積書においては、原本(印入り、日付あり)を提出すること。また、見積条件は図面及び各社整合しているか十分確認すること。なお、見積書は原則3社以上取り、比較検討すること。

(注6)提出された成果物については、施工図の作成等のため当該施設に係る工事の受注者等に貸与し、使用することがあります。

(注7)アスベスト調査箇所報告書は、監督職員と協議の上、アスベスト含有の可能性のある箇所について、平面図及び写真等にて報告すること。

別表2

成 果 物		備考（提出期限）			
		既設図	実施設計図		
実 施 設 計	建 築 （ 意 匠 ）	○ 特記仕様書(市の様式による) 仕様概要表		令和4年1月17日	
		○ 仕上表 面積表及び求積図	令和3年11月22日	令和4年1月17日	
		○ 敷地案内図		令和4年1月17日	
		○ 配置図		令和4年1月17日	
		○ 平面図(各階) 断面図	令和3年11月22日	令和4年1月17日	
		立面図(各面) 矩計図			
		○ 展開図	令和3年11月22日	令和4年1月17日	
		○ 天井伏図	令和3年11月22日	令和4年1月17日	
		○ 平面詳細図 断面詳細図	令和3年11月22日	令和4年1月17日	
		○ 部分詳細図		令和4年1月17日	
		○ 建具表 外構図	令和3年11月22日	令和4年1月17日	
		計画通知書 防災計画図書			
		省エネルギー関係計算書 日影図			
		模型 透視図			
		各種技術資料			
		建 築 （ 構 造 ）	構造設計図 (1)伏図		
			(2)軸組図		
			(3)各部断面図		
	(4)標準詳細図				
	(5)各部詳細図				
	構造計算書 仕様書				
	各種技術資料				
	積 算	○ 建築工事積算数量算出書		令和4年2月15日	
		○ 建築工事積算数量調書		令和4年2月15日	

○を作成し提出すること。

尚、作成にあたっては、既存建築物等の現地調査を十分行うこと。

成 果 物		備考（提出期限）		
		既設図	実施設計図	
実 施 設 計	電 気	○ 特記仕様書(市の仕様による)		令和4年1月17日
		敷地案内図		
		配置図		
		○ 電灯設備図	令和3年11月22日	令和4年1月17日
		○ 動力設備図	令和3年11月22日	令和4年1月17日
		受変電設備図		
		自家発電設備図		
		避雷設備図		
		○ 構内交換設備図	令和3年11月22日	令和4年1月17日
		○ 構内情報通信網設備図	令和3年11月22日	令和4年1月17日
		○ 電気時計拡声設備図	令和3年11月22日	令和4年1月17日
		○ インターホン設備図	令和3年11月22日	令和4年1月17日
		○ テレビ共同受信設備図	令和3年11月22日	令和4年1月17日
		○ 火災報知設備図	令和3年11月22日	令和4年1月17日
		中央監視制御設備図		
		防犯設備図		
		構内配線経路図		
		構内通信経路図		
		計画通知書		
		防災計画書		
	省エネルギー関係計算書			
	○ 各種技術資料		適宜	
	○ 各種計算書		適宜	
積 算	○ 電気設備工事積算数量算出書		令和4年2月15日	
	○ 電気設備工事積算数量調書		令和4年2月15日	

○を作成し提出すること。

尚、作成にあたっては、既存建築物等の現地調査を十分行うこと。



○本業務について、受託者は、業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が以下に掲げる技術基準等に適合するよう業務を実施すること。

< 共通 >

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル(三重県)
- ・四日市市景観計画(H20)
- ・建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築設計業務委託共通仕様書
- ・官庁施設の設計業務等積算基準・同要領

< 建築 >

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書
- ・公共建築改修工事標準仕様書
- ・公共建築木造工事標準仕様書
- ・敷地調査共通仕様書
- ・建築設計基準
- ・建築設計基準の資料
- ・建築構造設計基準
- ・建築構造設計基準の資料
- ・木造計画・設計基準
- ・木造計画・設計基準の資料
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・構内舗装・排水設計基準の資料
- ・建築工事標準詳細図

< 建築積算 >

- ・公共建築数量積算基準
- ・建築工事内訳書(市指定の様式)

< 建築設備 >

- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・建築設備設計計算書作成の手引き

< 建築設備積算 >

- ・公共建築設備数量積算基準
- ・建築設備工事内訳書(市指定の様式)

※上記基準等の改訂年度については、最新のものを採用すること。

## 四郷小学校普通教室改修工事設計業務委託

### 1. 業務概要

本設計業務委託は、四郷小学校普通教室改修工事の実設計を行うものである。

### 2. 対象箇所 ※対象範囲は別紙 3 による

#### (1) 四郷小学校

- ・RC 造 3 階建て

### 3. 改修方法の検討における条件

#### (1) 一般事項

##### ① 共通事項について

- ・別途貸与する既設設計図面等を参考に、十分現地調査を行い、施設ごとに既設図面を作成すること。
- ・現地調査による写真を提出すること。(全景、各室各面、出隅入隅形状、建具状況、工事支障物、劣化状況、その他設計上必要な状況) なお、提出期限は既設図の成果品提出日とする。
- ・施設関係者及び近隣施設利用者の安全を十分に考慮した仮設計画を行うこと。
- ・施設を利用しながらの工事であるため、施工条件に必要な事項を明示すること。
- ・施設利用者用通路などの仮設計画は、「建築工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」等の関係法令を厳守して計画すること。なお、原則、施設利用者動線と施工者動線は交錯しないよう計画すること。
- ・関係法令の手続きが必要な場合は、特記仕様書 施工条件に明示すること。

##### ② 仮設計画について

- ・工事に必要な仮設計画を行うこと。(資材搬出入経路、車両進入経路、工事ヤード、足場、作業員の安全対策、施設利用者の安全対策、仮設電源水道など)
- ・足場の設置等が困難な場所や特別な対応が必要な場合は、専門業者へ聞き取り(適正な施工方法、工期、価格等)を行い、議事録を提出のうえ監督職員と協議し、設計にあたること。
- ・施設利用者用通路などの仮設計画は、「建築工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」等の関係法令を厳守して計画すること。なお、原則、施設利用者動線と施工者動線は交錯しないよう計画すること。

#### (2) 四郷小学校普通教室改修工事

##### ① 既設特別教室を普通教室に改修

- ・床研磨塗装、壁塗替え、天井張替え、廊下間パーティション更新を行う。
- ・床配線ピットは撤去し、フローリングブロック新設の上、研磨塗装とする。
- ・カーテン、暗幕及びカーテンレールは取替えとする。

- ・ホワイトボードは撤去し、黒板を新設する。
- ・パソコン室と準備室(旧映写室)の間仕切り壁は撤去し、準備室の床も撤去とする。
- ・教師用戸棚、掃除道具入れ、生徒用ロッカー及び観察台下戸棚を新設する。
- ・その他、既設普通教室と同仕様となる改修工事を行うものとする。

## ②電気設備、機械設備改修

- ・配管配線機器は原則新設または更新とする。
- ・照明更新に伴い照度分布及び照度計算書を提出すること。
- ・扇風機を設置する。
- ・インターホンを設置すること。
- ・アクセスポイント等を設置すること。詳細は監督職員との協議による。
- ・既設空調機及び換気扇は撤去とする。
- ・新設空調機は別途工事となるが、室内機及び配管配線等を考慮した設計を行うこと。
- ・不要となる分電盤及び端子盤等は撤去する。必要な場合は移設又は更新とする。
- ・既設光回線等の引込みに関する機器（光回線終端装置・ルーター・サーバー等）は原則移設とする。
- ・既設電話機は移設とする。
- ・移設する機器等の設置場所は監督署員との協議とする。また、必要な配管配線等を見込むこと。
- ・建築工事に伴い必要となる配管、配線、機器等の脱着・更新・新設を行うこと

## (3) 積算について

### ①積算数量算出調書

- ・調書の書式や作成要領について、事前に監督職員と協議し指示に従うこと。
- ・数量積算の漏れ、重複の防止と監督職員の確認作業を迅速にするため、設計図に番号や色わけをした積算案内図を作成すること。

### ②積算数量調書

- ・調書の作成は、R I B C 2により行うこと。なお、基本的な構成については、別途監督職員と協議のうえ決定すること。
- ・R I B C 2は受託者の負担により、期限付きライセンスを取得すること。なお、ライセンス期間は最小限となるよう業務を実施し、延期等が発生した場合の料金は、原則、受託者の負担とする。
- ・R I B C 2による調書の作成要領等については、事前に監督職員と協議し指示に従うこと。

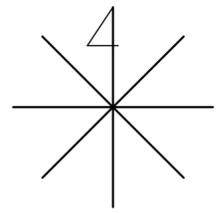
### ③見積りについて

- ・見積りは原則3社以上とする
- ・見積りの宛名は「四日市市長」とすること
- ・見積り依頼する場合は、見積り項目設計書を作成して依頼するなど、提出された見積り内容

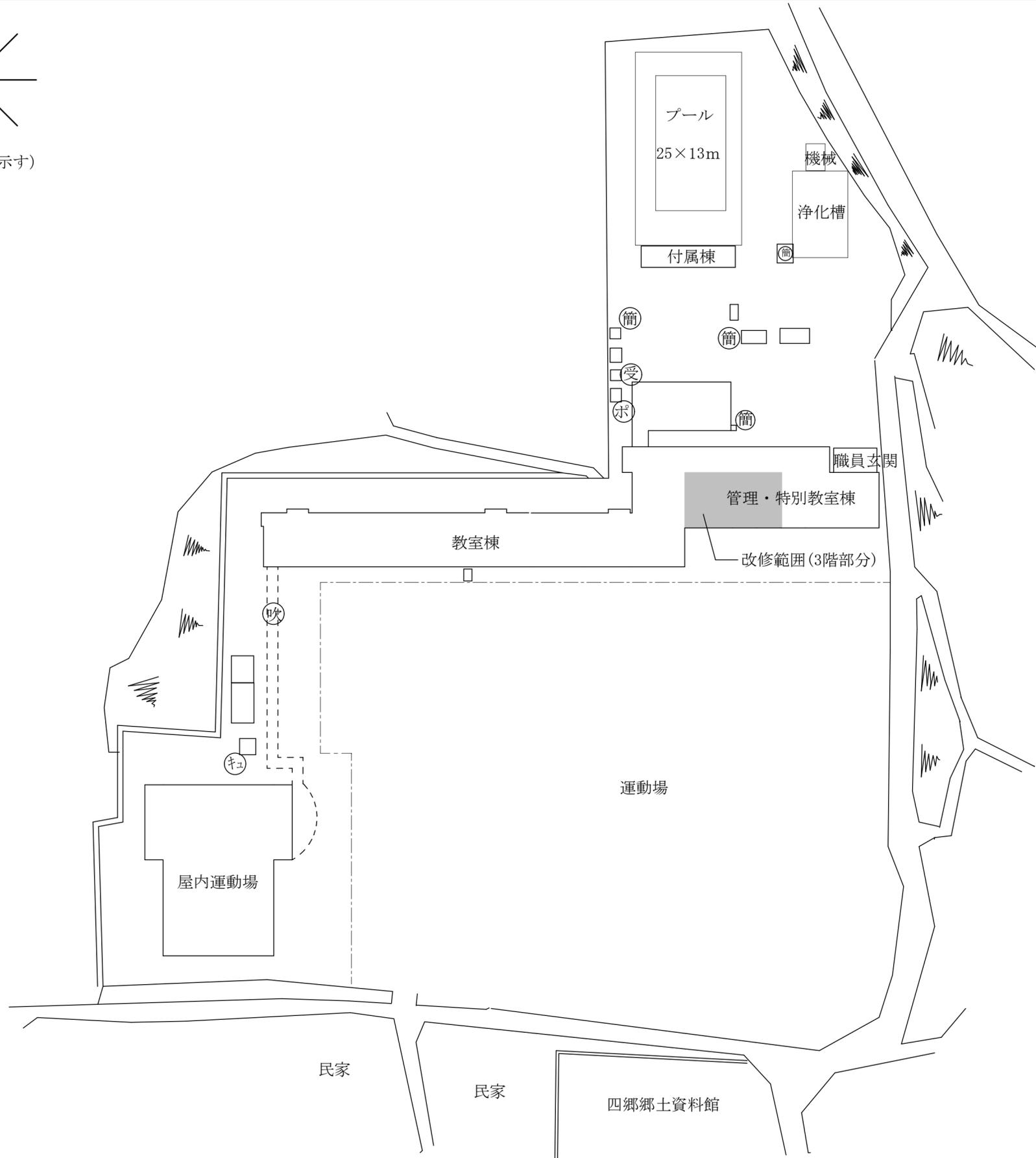
が同様の仕様であり、比較ができるようにすること

- 見積り比較表および見積り業者リストを作成すること。
- 見積り調整率については監督職員と協議のうえ決定すること。なお、特殊な工事等に関しては市場状況を調査のうえ適切な調整率を提案すること。
- 専門工事業者に見積り依頼する場合は、原則、その工事を直接受注した実績がある業者に行うこと。総合建設業主体の業者による見積りは不可とする。
- 法定福利費は別途1式で計上するのではなく、各項目に含むよう指示すること。
- 材工共の見積りをとること。
- 荷揚費がある場合は、分けて見積りを取ること。

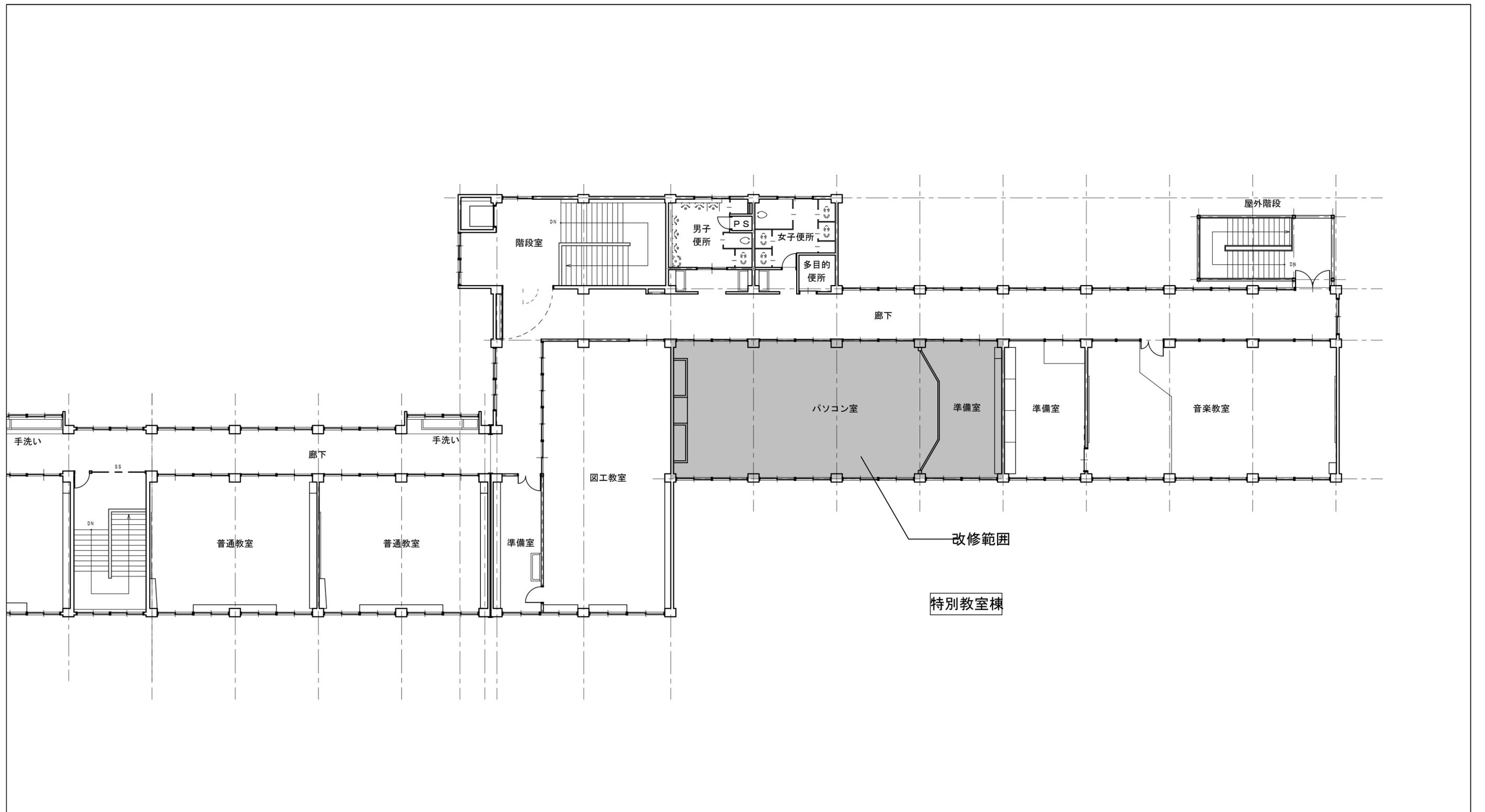




(北に矢印を示す)

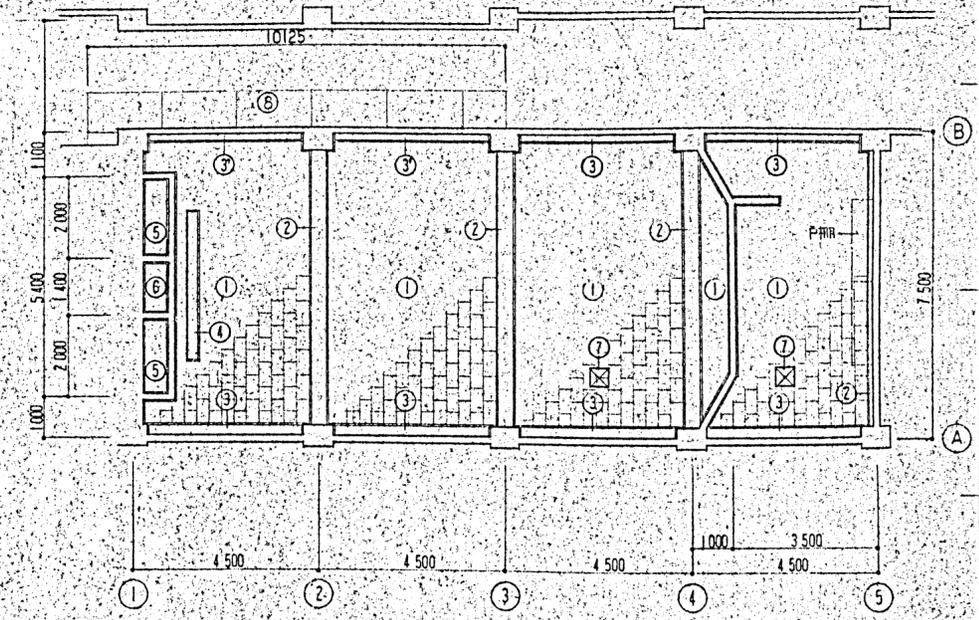
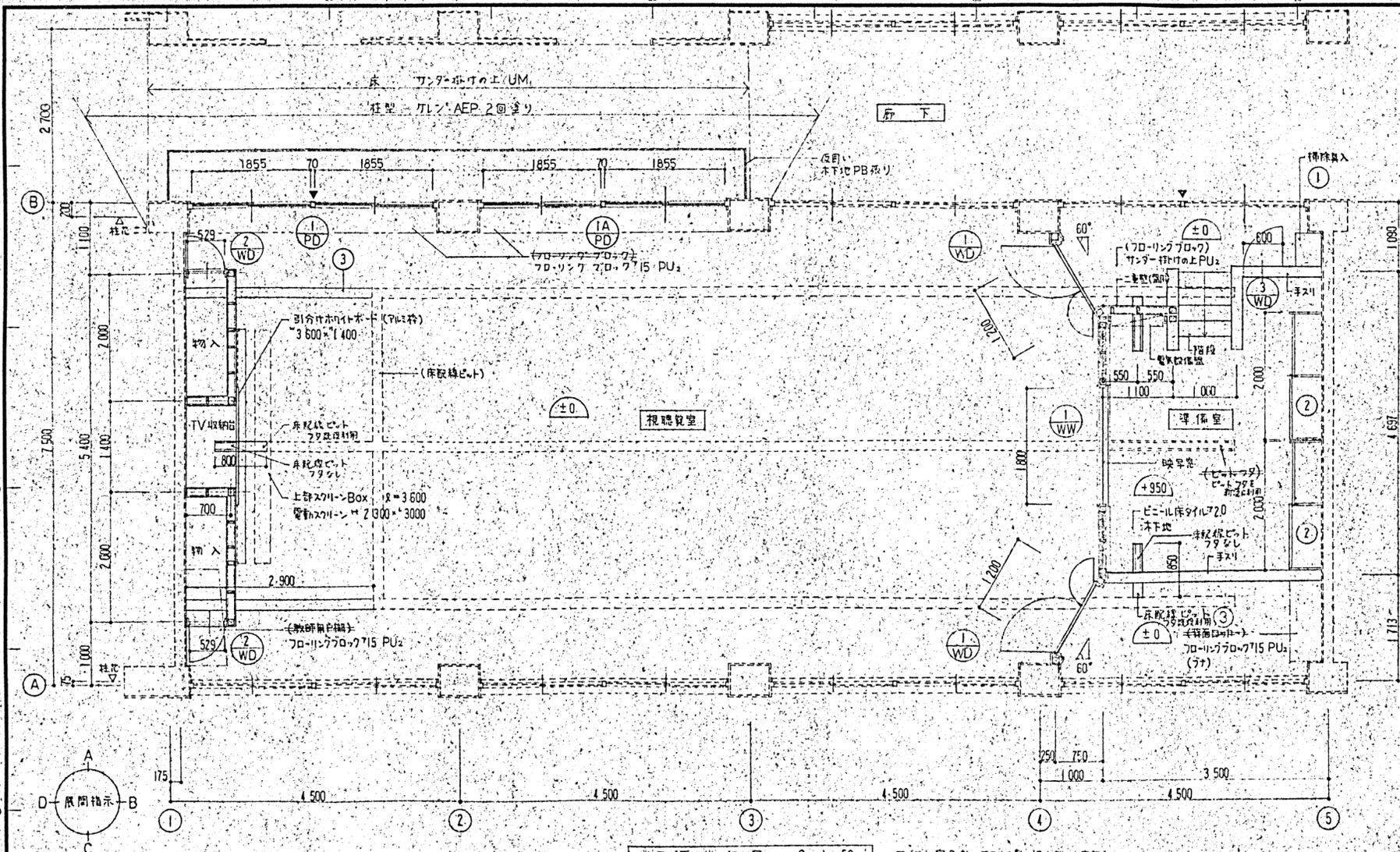


配置図

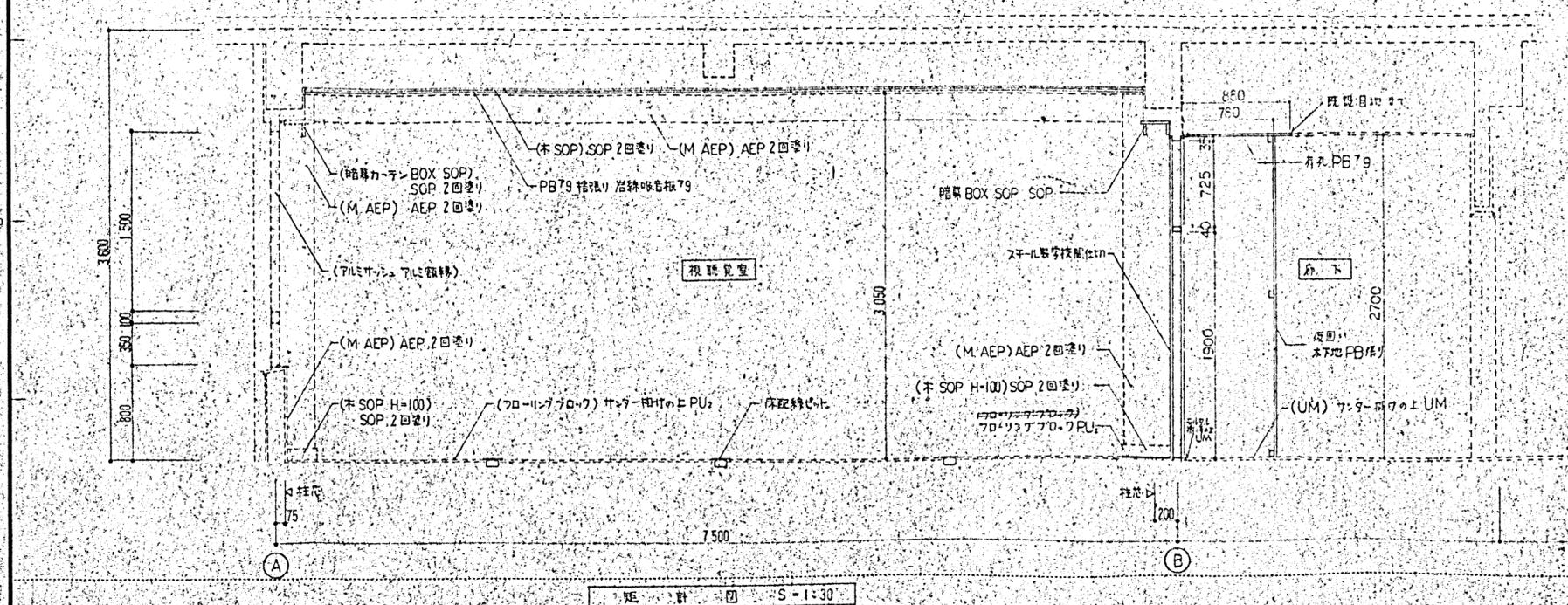


3階平面図

	訂正	特記	工事名称 参考図 (四郷小学校)	図面内容 3階平面図 縮尺	
--	----	----	------------------------	---------------------	--

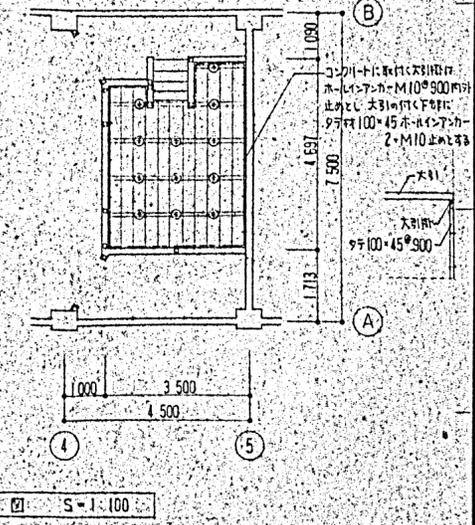


凡例	説明	材料
①	PB79 捨取 層線吸音板79	LGS
②	(埋型-M.AEP) AEP 2回塗り	
③	(暗幕カーテンBOX SOP) SOP 2回塗り	暗幕カーテンBOX SOP
④	スクリーンBOX SOP t=3600 電動スクリーン共	
⑤	楕台板74 木下地	
⑥	楕台板74 SOP 木下地	廻り縁 (木 SOP) SOP 2回塗り
⑦	アルミ製天井吊钩口 450	準備室付木 SOP
⑧	有孔 PB79 AEP 一掃取付	



凡例	名称	寸法	部材
①	天井	90×90	φ900 内径
②	大引鉄	90×90	φ900 内径
③	大引鉄	100×45	
④	楕台板	100×45	
⑤	楕台	45×45	φ300 内径
⑥	根付	15×90	

コンクリートに接する鉄骨はククリート 2回塗り



## 業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督職員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督職員と協議を行うこと。
- (5) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督職員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受託者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。